

第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域支援機能の強化

国において、「地域包括ケア」が必要とされてきた背景には、超高齢社会の進展に伴う高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加、さらには要介護高齢者や認知症高齢者の増加が社会問題となってきたことがあります。

第1部で見てきたように本市においても、高齢化率等の伸びは著しい状況になっており、生活支援を必要とする高齢者や認知症高齢者を抱えた家族が支援を受けられずに孤立していること等が懸念されています。

このため、多摩市では、高齢者が生活支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

●高齢化率等の推移

	平成12年度 (2000年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)	平成37年度 (2025年度)
①高齢化率 (各年度1月1日)	11.42%	25.44%	27.66%	32.24%
②後期高齢者の割合 (各年度1月1日)	4.02%	10.42%	12.71%	20.76%
③要介護認定率(65歳以上) (各年度4月1日)	9.59%	12.77%	12.77%	17.36% (1月1日推計値)
④高齢者単身世帯の割合 (各年度1月1日)	6.06%	13.71%	15.30%	
⑤高齢者のみ複数人数世帯の割合 (各年度1月1日)	4.87%	11.41%	12.29%	
⑥認知症高齢者の割合 (各年度4月1日)	2.0%	6.78%	7.1%	

※平成29年度（2017年度）以前は住民基本台帳人口、平成37年度（2025年度）は、多摩市将来人口推計（平成29年度）

改正介護保険法では、国及び地方公共団体の責務として、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための施策を包括的に推進することが新たに規定されました。高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、ボランティアやNPO、民間企業など多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが求められています。

次のイメージ図にもあるように、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の専門職によるサービスに「介護予防・生活支援サービス」が有機的・一体的に提供される体制の確立が重要です。そのためにまず、住み慣れた地域で自分らしく、自立した生活を送るために、本人の選択を重視し、家族はその選択をしっかりと受け止め、たとえ要介護状態となっても本人の生活の質を尊重することが重要です。そして、体制の整備に欠かせないのが地域の支え合いです。住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会を目指します。従来のようにサービスの量が不足していた時代から、今後はサービス提供者の適切な連携と質・量の管理が求められる時代へとかわりつつあります。地域の中での具体的なサービス量の把握と地域ニーズや課題を十分に理解し、適切な支援が行えるよう、仕組みづくりを進めます。

支え合いによる地域包括ケアシステムのイメージ



「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」より

(1) 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の中核機関として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施しています。さらに地域包括支援センターの機能強化として「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援体制整備」「認知症施策の推進」に係る事業が包括的事業に位置づけられたことから、これらの事業と連携しながら地域包括ケアシステムを強化・推進します。

① 地域包括支援センターの認知度の向上

《▼高齢支援課》

高齢者だけでなく、高齢者を支える世代にも地域包括支援センターの機能と役割を理解してもらえよう、さまざまな機会を通じて周知していきます。

【地域包括支援センター】

	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	目標	実績	目標	目標	目標
認知度	55.0%	40.5%	55.0%	57.0%	59.0%
	達成率	73.6%			

*多摩市市政世論調査ベース

② 総合相談支援業務の実施

《▼高齢支援課》

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを検討し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用促進、インフォーマルな地域資源の活用等の支援を総合的に進めます。

③ 包括的・継続的マネジメント業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者への途切れない支援を行うために介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等と連携します。また、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員への支援として地域ケア会議を活用します。

④ 権利擁護業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、成年後見制度等の活用促進、消費者被害防止への対応、高齢者虐待への対応など専門的・継続的な視点から支援していきます。

⑤ 地域包括支援センター運営事業評価の実施

《▼高齢支援課》

地域包括支援センターが抱える課題や目標を明確にし、基幹型地域包括支援センターと連携しながら、高齢者を総合的に支援するために、地域包括支援センター運営事業評価を行っています。平成29年度（2017年度）からは基幹型地域包括支援センターの評価を開始し、基幹型地域包括支援センターと地域包括支援センターの双方向で評価することで、連携強化に取り組んでいます。今後も運営事業評価を継続し、高齢者の総合相談窓口機能の充実を目指します。

【地域包括支援センター】

	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	目標	実績	目標	目標	目標
評価の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	達成率	100%			

（2）地域ケア会議の役割

《▼高齢支援課》

地域ケア会議は高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進することを目的としています。地域包括支援センター及び高齢支援課が「個別地域ケア会議」を実施し、高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指します。また、「地域課題会議」の実施により、各分野の会議体と地域課題を共有し、必要な資源開発や地域づくりにつなげていきます。

地域ケア会議とは

《高齢になっても、介護が必要な状態になってもできる限り自分の家で暮らしたい》

高齢者本人の選択と生活の質を尊重し、暮らしを支える仕組み「地域包括ケアシステム」の実現に向けたひとつの手法が地域ケア会議です。

地域ケア会議では、高齢者の抱える問題、地域で不足しているサービスなど、地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関がともに改善策を考えます。

Question
どのような
地域ケア会議を
開催しているの？



地域関係者会議

地域の支え合い、見守りなどが必要な方への支援を
地域のみなさまと一緒に考える会議



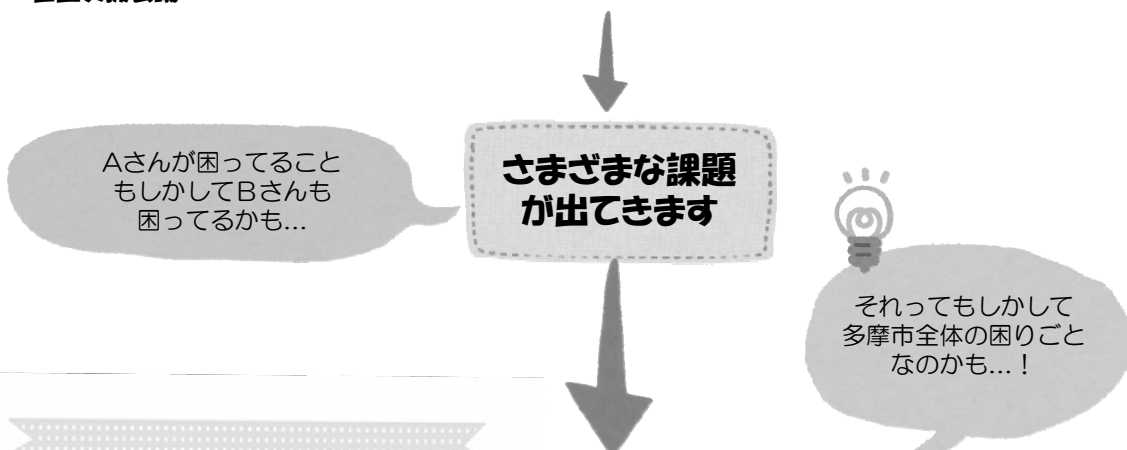
専門機関会議

支援が難しい方への対応を
さまざまな専門機関と一緒に考える会議



自立支援会議

さまざまな職種が専門的な視点を持ち寄ることで
高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指す会議



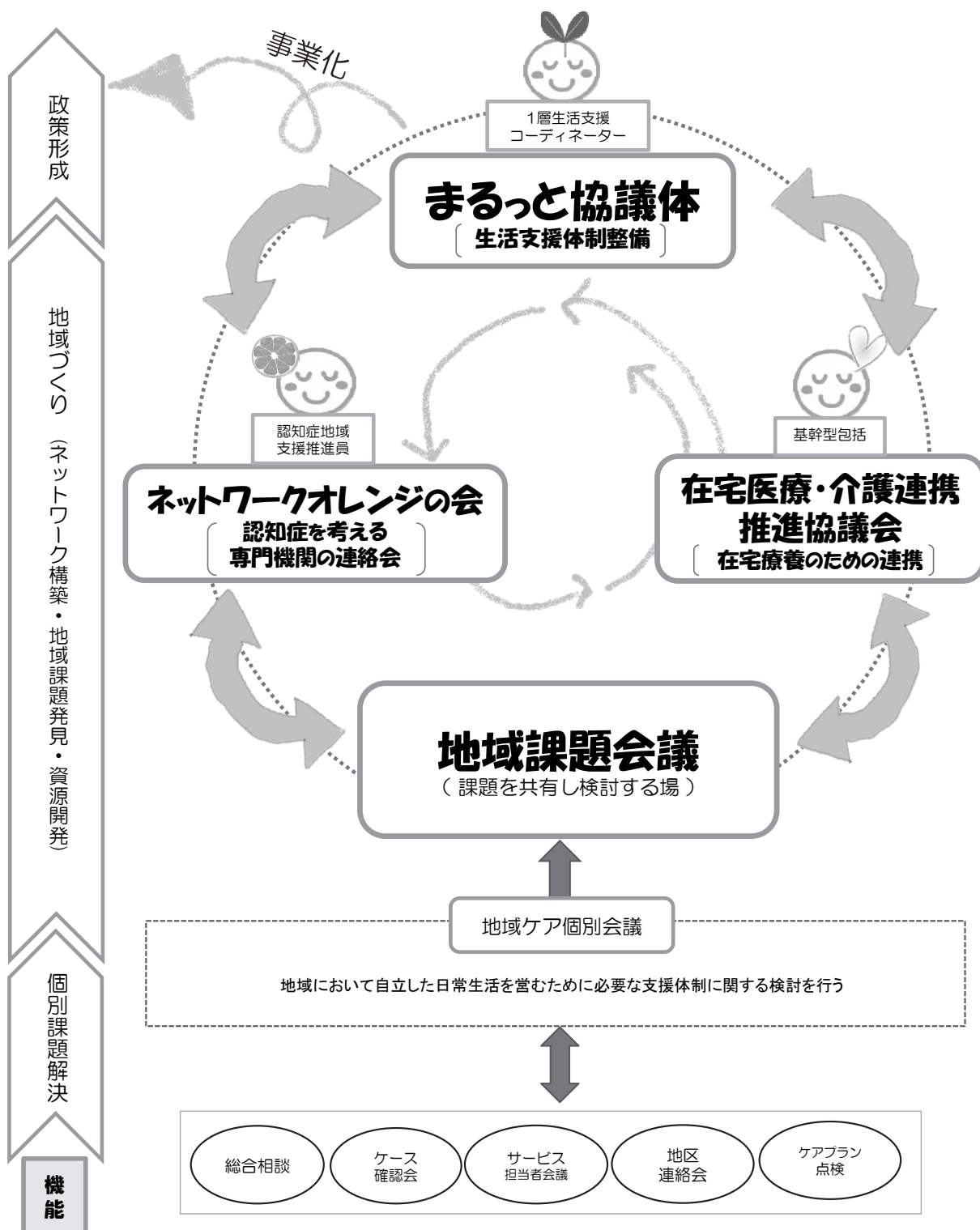
さらに多摩市内で
開催している
いろいろな会議と連携します

- 🌱 まるっと協議体
(地域の支え合いなどの仕組みをつくる会議)
- 🌐 ネットワークオレンジの会
(認知症を考える専門機関の連絡会)
- 🏠 在宅医療・介護連携推進協議会
(在宅療養のための連携) など



課題を共有し検討しています (地域課題会議)

多摩市地域ケア会議 イメージ図

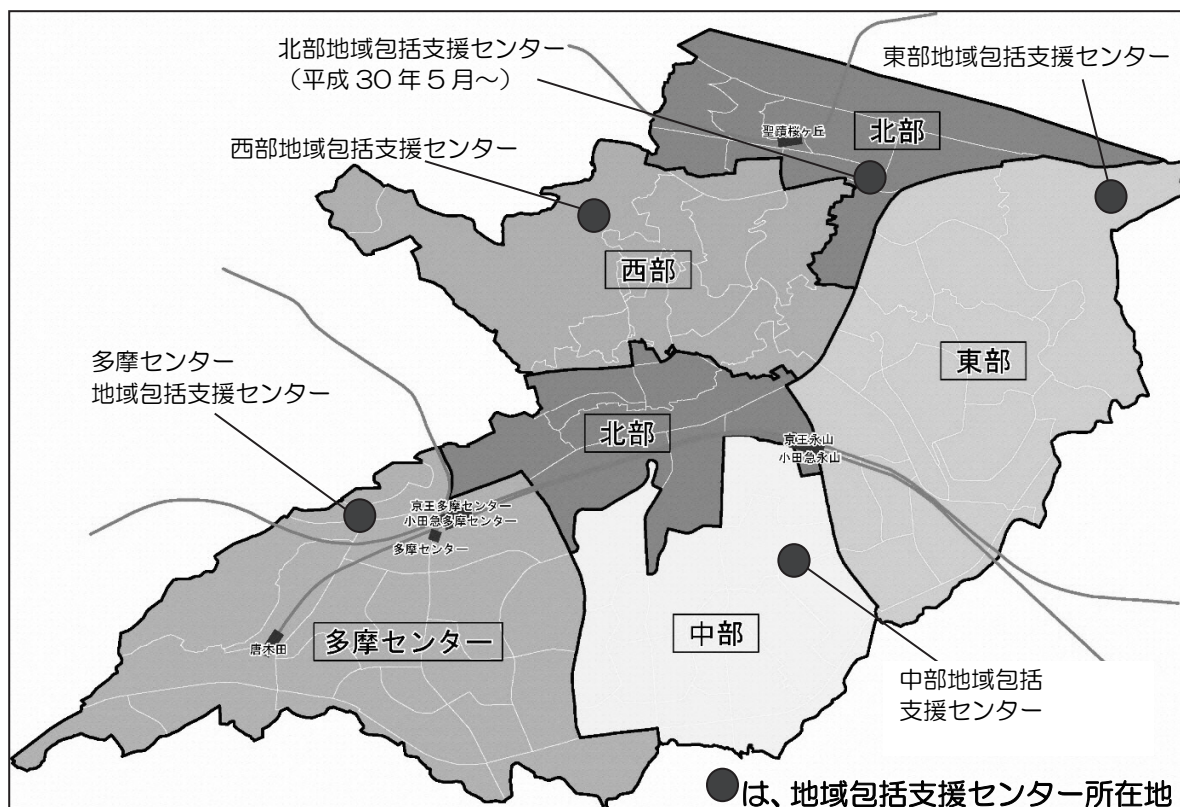


(3) 地域包括支援センターの再配置

◀▼高齢支援課▶

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の中心として重要な役割を果たしています。平成28年(2016年)4月より、地域包括支援センターの担当地区をコミュニティエリアに合わせ再編し、地域型の地域包括支援センターを6か所から5か所に見直しました。また、地域包括支援センターの後方支援機関として、高齢支援課に基幹型の地域包括支援センターを設置しました。

中部地域包括支援センターの永山商店街への移転(平成28年(2016年)10月)をはじめ、平成30年(2018年)には北部地域包括支援センターを関戸・一ノ宮コミュニティセンター内に移転します。なお、北部地域包括支援センターは、担当地域が隣接していないことから、該当するコミュニティエリアに住む方への相談支援の充実のため、新たな拠点設置を目指します。また、東部地域包括支援センター、多摩センター地域包括支援センター、西部地域包括支援センターについても、地域の状況に合わせ、相談者の利便性に配慮した場所への移転等を検討します。



2. 認知症高齢者への支援

国が策定した新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）を基に、認知症本人の意思と人権が尊重されるように認知症本人の視点を重視し、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく、いきいきと安心して暮らしていくことができる環境を構築します。

（1）認知症の理解を深めるための普及・啓発

誰もが認知症になりうる時代となり、認知症になっても認知症の個人が尊重されて安全・安心に暮らしていくことができる地域を目指します。

① 普及・啓発の実施

◀▼高齢支援課▶

認知症の正しい理解を深め、予防につながるように9月に「認知症を知る月間」の実施、認知症ケアパスの改定・普及、展示、講演会等を行います。

9月認知症を知る月間（平成29年度版）

普及・啓発ポスター

② 認知症サポーター養成講座

◀▼高齢支援課▶

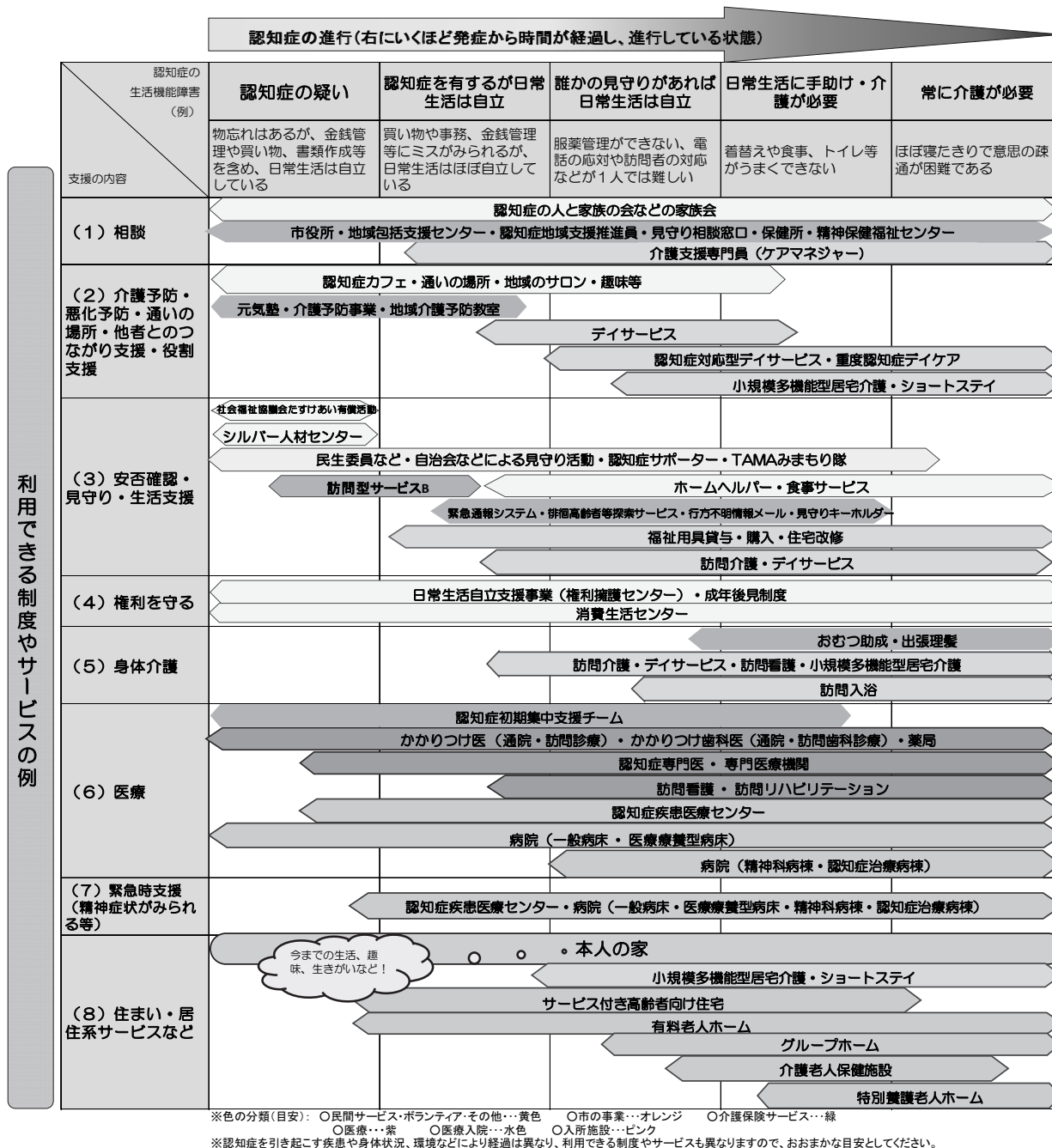
市民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かく見守る応援者を養成する、「認知症サポーター養成講座」を実施します。

また、小・中学校での認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい理解の普及を推進します。あわせて企業等に認知症サポーター養成講座の受講を勧め、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを推進します。

【認知症サポーター養成講座】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	目標	目標	目標
小・中学校での実施回数	3回	5回	5回
企業等での実施回数	7回	7回	7回

認知症ケアパス（認知症の容態に応じたサービス提供のイメージ）



(2) 地域での生活を支える医療・介護・相談体制の充実

① ネットワークオレンジの会

◀▼高齢支援課▶

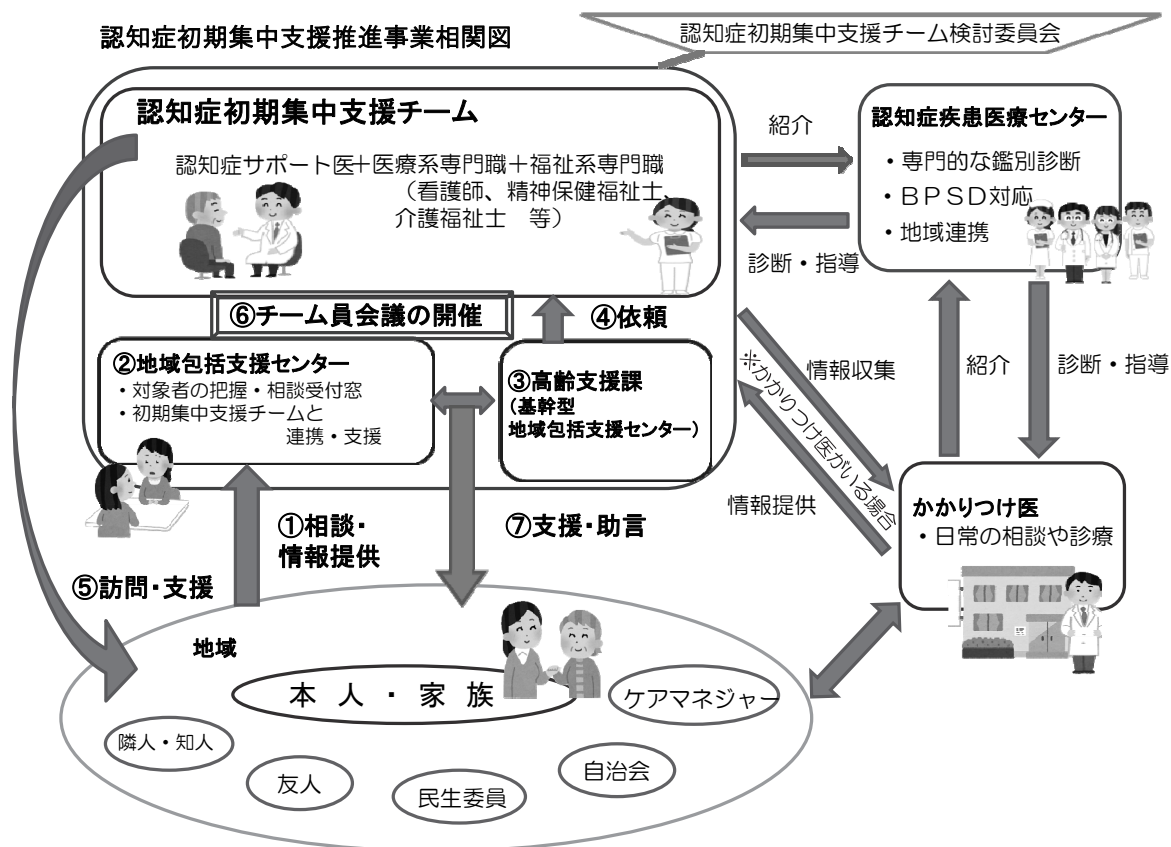
平成28年(2016年)4月にすべての地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置しました。これを受け、認知症地域支援推進員による認知症対策を検討する連絡会「ネットワークオレンジの会」を立ち上げ、認知症に関するさまざまな課題について検討しています。

この会議には、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム等の医療機関や、認知症カフェ主催者、社会福祉協議会等、認知症にかかわる地域の支援機関が参加することで、認知症支援の地域連携に取り組んでいます。認知症地域支援推進員を中心とした多機関による連絡会「ネットワークオレンジの会」として、多摩市における認知症支援を推進します。

② 認知症の早期診断・早期支援

◀▼高齢支援課▶

認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターを活用して認知症の早期診断に取り組みます。また、医療・介護関係者、地域包括支援センター等による連携を強化し、早期支援を推進します。



③ 徘徊高齢者等位置情報サービスの実施

《▼高齢支援課》

徘徊する可能性のある高齢者やその家族を対象に、高齢者の現在位置が判明する GPS 位置情報端末機や身元確認または緊急連絡先の手段を確保するキーホルダーを貸与します。また、所在不明となった場合に、早期発見及び保護に向けた情報提供を呼びかけるメール等を配信します。

(3) 認知症高齢者・家族を支える地域づくり

認知症の人と介護者が、ともに安心して過ごせるよう、啓発活動、認知症の人の居場所づくりを進め、介護者支援の充実を図ります。

① 認知症本人の会や介護者のつどい、認知症カフェの推進

《▼高齢支援課》

認知症本人の会、介護者の会による活動等のつどいの開催や地域における認知症カフェの開催等、認知症の人や家族に係る取組への支援を推進します。

認知症本人の会や介護者の会では、普段の生活でうれしかったことや不安、困りごと等を共有し、自分らしく安心して生活するためにはどうすればいいかを話し合い、勉強会や講演会を開催します。認知症カフェでは認知症本人、その家族、地域住民等誰もがつどえる場所として一緒にお茶や食事をしながら認知症に関する講座やイベントを実施します。



介護者の会とのイベント（講演会）の様子



認知症カフェの様子

〇コラム TAMA 認知症介護者の会 ～いこいの会とは～

「いこいの会」は平成15年（2003年）3月に発足しました。認知症の人を介護している家族が集い、介護についての悩みなどを本音で語り合い、本人のために支援を探りながら、認知症の当事者とともに歩む介護者の会です。

いこいの会では「認知症の本人と介護する家族を中心に、広く認知症について理解を深める」、「地域で認知症の人が暮らしやすくするための普及啓発活動を行う」、「介護を終えて、一人暮らしとなった方が、地域でいきいきと暮らすための応援をする」を目的としています。

介護をしていると迷い道に入り込んで、どうにもならない気持ちになってしまうこともあります。そんなときも、いこいの会は家族ならではの視点で本人や介護者を支援しています。

② 若年性認知症の人と家族への支援

《▼高齢支援課》

若年性認知症の人と家族の支援のために、専門機関（東京都多摩若年性認知症総合センター）と認知症地域支援推進員との連携を進めるとともに、先進的な取組事例を通じて、地域の実情に応じた効果的な取組を推進します。

3. 虐待防止・権利擁護等の推進

高齢者が、住み慣れた地域において健康で自分らしく生活していくために、利用するサービスや支援を自らが選択し自己決定できるよう、高齢者虐待防止のための対応や成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を促進していきます。

認知症や精神障がい等による判断能力の衰えのために、財産管理や契約行為等において不利益を被らないよう、多摩南部成年後見センターや社会福祉協議会権利擁護センターを活用し支援していきます。

親族等が後見人を務めることが困難で、成年後見制度を必要とする高齢者の増加を見据え、地域福祉の視点を踏まえた権利擁護を推進していきます。

(1) 高齢者虐待防止への取組の推進

高齢者虐待が疑われる状況があるとき、高齢者の権利擁護のために、適切な対応を図ります。高齢者や養護者から虐待の状況把握を行い、虐待予防に向けた介入や、関係機関との連携・協力しながら対応します。また、状況に応じ、老人福祉法による措置の実施や、成年後見制度を活用するなど、適切に権限行使を行います。

① 相談・対応機能の拡充

◀▼高齢支援課▶

高齢者虐待に対して、関係機関との協力により事実確認及び緊急性の判断を行い状況に応じた介入方法を検討し、迅速かつ適切な対応を図ります。

介護者に対する相談支援の充実を図り、不適切な介護による虐待を防止していきます。

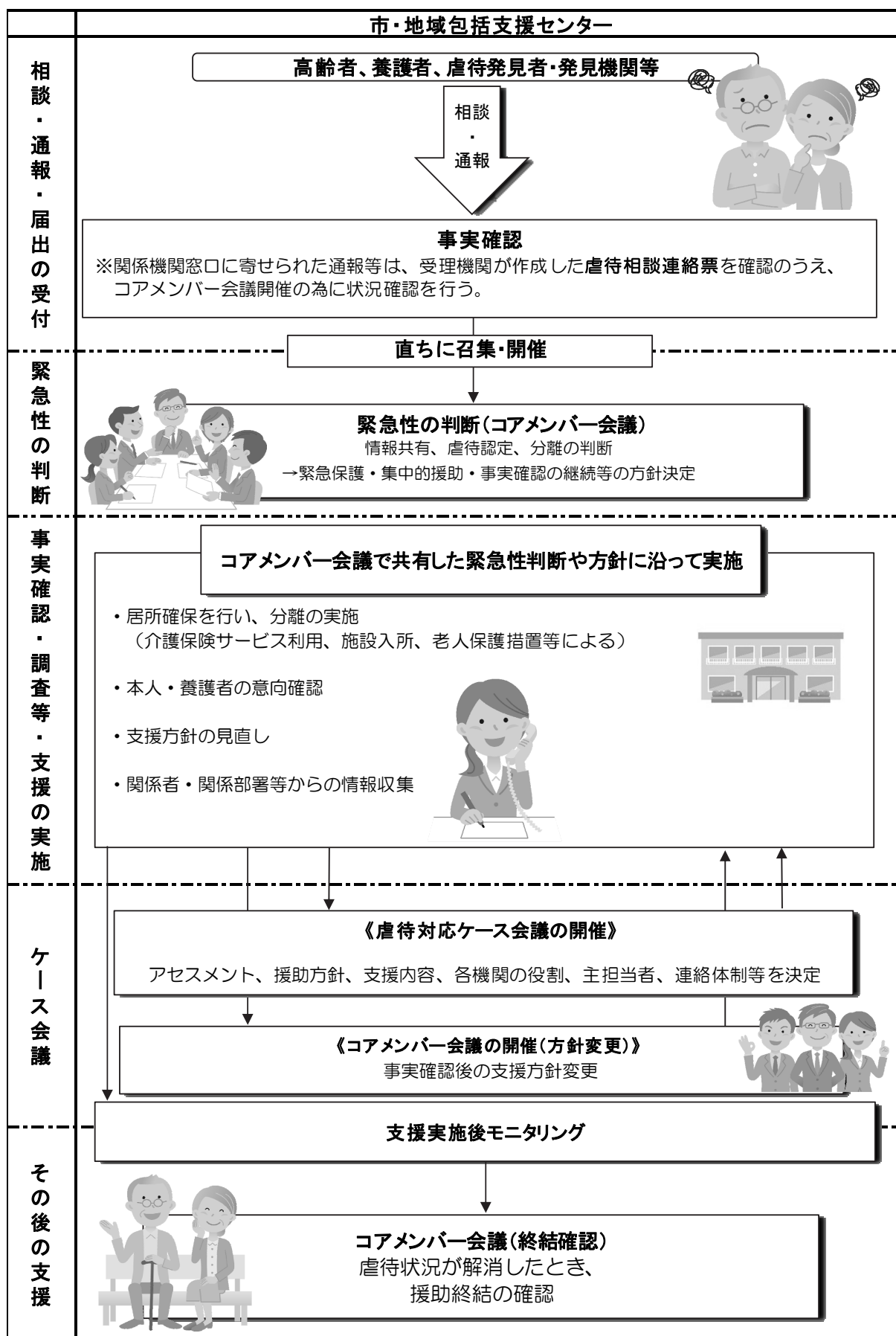
〇コラム 高齢者虐待 ～高齢者虐待とは～

人がその人らしく生きていく上で、自己実現と自己決定を尊重していくことは人権の基本です。しかし、現実に認知症高齢者等は、権利侵害が起きやすい状況におかれることがあります。

高齢者虐待は、家庭内で家族等によって行われるものと施設等で事業者により行われるものに大別されます。高齢者の虐待の種類としては、殴る・蹴る・つねる等の身体的虐待、言葉による暴力等の心理的虐待、本人の同意のない性的行為や接触・はずかしめを行う性的虐待、本人の金銭の使用を不当に制限する経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等があります。

平成18年（2006年）4月に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」が施行され、市町村の責務と権限、国民の協力と通報の義務、関係機関との連携等について定められています。市は、これにもとづいて、虐待への早期対応と高齢者及び養護者への支援を行っています。

虐待対応フロー図



(2) 権利擁護事業の推進

① 多摩南部成年後見センターによる後見業務の実施・充実

《▼福祉総務課》

近隣5市で構成している多摩南部成年後見センターにおいて、身寄りがない等の理由で、第三者による成年後見の申立ができない方に、市長申立による法人後見を実施していきます。さらに同センターを活用し、弁護士や司法書士等の専門家による後見に加え、市民後見人（社会貢献型後見人）を育成し、後見業務の充実を図ります。

② 成年後見制度の普及啓発

《▼福祉総務課》

親族等による成年後見の困難な方が増加すると見込まれ、介護サービス利用契約の支援等を中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられます。多摩南部成年後見センターにおける市民後見人の活用を図ること等によって、権利擁護を推進します。

成年後見制度の仕組みや費用、相談先等の制度を理解してもらい、その普及・啓発を図るため、社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、研修会・市民講座等を開催します。

③ 地域福祉権利擁護事業の推進

《▼福祉総務課》

認知症や精神障がい等により、日々の金銭管理や大切な書類の保管等、日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人と社会福祉協議会の契約により、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

④ 権利擁護センターとの連携

《▼福祉総務課、高齢支援課》

高齢者の権利擁護や成年後見制度の紹介等の相談窓口としての役割を担う「社会福祉協議会権利擁護センター」と連携を図ります。

4. 見守り合い、支え合える地域への取組

行政と福祉・医療関係者の連携にとどまることなく、地域における住民同士の支え合いを高め、地域の力を結集した重層的な見守り、支え合いの仕組みづくりが必要です。日常的に高齢者と接する地域の人たちや店舗・事業者等が、高齢者への理解を深め、様子の変化に気づき、行動できるような地域づくりを進めます。

高齢者を取り巻く多世代の交流や、地域の通いの場の役割にも注目し、見守り・支援のための仕組み・組織づくりを推進していきます。

家族や地域とのつながりが急速に薄れ、日常生活や介護に不安を抱く高齢者・認知症高齢者に対し、孤立を予防し、日常生活における問題の早期発見ができるさまざまな見守りサービスを提供し、その充実に努めます。

(1) 見守り・支え合いの充実

① 見守りのネットワークの構築

《▼福祉総務課、高齢支援課》

民生委員や社会福祉協議会等の関係機関はもちろん、さまざまな活動団体や事業者、地域住民と連携して重層的な見守りの輪をつくり、家に閉じ込もりがちなひとり暮らし等の高齢者をはじめ、高齢者への幅広い見守りや声かけのネットワークを広げていきます。

多摩市、地域包括支援センター、高齢者見守り相談窓口、社会福祉協議会、自治会・管理組合、民生委員、NPO、老人クラブをはじめとする関係機関・団体が情報の共有と連携を図り、地域福祉の推進を積極的に進めていくための場づくりを構築・充実させていくことを支援しながら、見守りのネットワーク構築を進めます。

また、地域住民が主体的に活動し、地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進し、さまざまな見守りの担い手による地域の見守りを構築していきます。

② 見守り活動拠点の支援

《▼高齢支援課》

地域のボランティアや住民によって行われている「ふれあいいいきサロン」や介護予防リーダーが中核となっていて行っている「地域介護予防教室（元気アップ体操）」、団地商店街のスペースを活用した交流拠点等、ゆるやかな見守り活動を一層普及・拡大していくため、社会福祉協議会や生活支援コーディネーター等の支え合いによる地域づくりを推進する関係機関と連携を図りながら、見守り活動を支援します。

また、週1回程度開催される住民運営の活動を広め、継続する支援を行い、住民同士で声をかけ合いながら、孤立しない地域づくりを目指していきます。

③ 見守り相談窓口の設置

◀▼高齢支援課▶

平成28年（2016年）より、永山モデルとして、地域住民とともに高齢化に向けた地域づくりを検討し、中部高齢者見守り相談窓口を開設しました。

見守り相談窓口は、65歳以上の単身世帯・高齢者のみ世帯に対する戸別訪問による実態把握、「見守り協力員」や見守り窓口相談員による見守り活動の実施、地域住民や関係者との連絡会の実施による見守りネットワーク構築を推進しています。

他の地域においても、各地域の高齢者の状況を踏まえ、地域住民や関係機関等の意見を取り入れながら、見守り相談窓口のあり方や設置について検討していきます。

④ 見守り協力員による見守り・支え合いづくり

◀▼高齢支援課▶

日常のゆるやかな見守りから一歩進んだ定期的な見守り活動を行う「見守り協力員」を養成しています。「見守り協力員」の活動により、地域の高齢者の孤立を未然に防ぐこと、地域住民が主体的に活動すること、そのことにより地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進していきます。

⑤ 見守りサポーター養成

◀▼高齢支援課▶

地域住民が日常のゆるやかな見守りを、互いにさりげなく行い、必要なときに助け合える地域づくりを推進するため、平成26年（2014年）より「見守りサポーター（TAMAみまもり隊）」を養成しています。地域のだれもが見守りに関わる意識をもつことで、いつまでも安心して住み続けることができる地域を実現していきます。



TAMA みまもり隊の目印

⑥ 緊急通報システム事業の実施

◀▼高齢支援課▶

日常生活上、常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等の緊急時に対応するため、ボタンでの即時通報と見守りセンサーを併設する民間事業者による緊急通報システムを引き続き提供します。また、民間事業者により行われている見守り・安否確認サービスの展開も勘案して、事業内容の充実に向け検討します。

(2) 介護に取り組む家族等への支援

介護者自身の身体的・精神的負担を軽減するとともに、高齢者本人と家族が地域とつながり、ともに自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護の専門機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が、それぞれの専門性を活かして、介護者への働きかけと学習の場や相談の機会を提供する仕組みを作ります。併せて、介護や在宅療養についての地域の人々の理解を進める普及啓発をすすめます。

① 社会福祉法人による地域出前事業

《▼福祉総務課》

多摩市内の社会福祉法人で構成するネットワーク連絡会を設置し、地域のための公益活動として「地域出前事業」を行います。社会福祉協議会が窓口となって、市民の団体やグループの活動する場へ社会福祉法人の職員を派遣し、介護や認知症等に関する専門的知識を活かした講座や相談会を実施します。

② 家族・本人を支える福祉サービス

ア 日常生活用具の給付事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定を受けていない身体機能の低下した高齢者に対し、必要と認める日常生活用具の給付を行います。また、介護保険制度の改正の状況等を勘案しながら、対象者の見直し等検討していきます。

イ 住宅改造費助成事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定結果が自立と判定された方のうち必要と認める身体機能の低下した高齢者に対し、居宅で安全に生活していくために、住宅改造に要する費用の助成を行います。

また、介護保険制度の改正の状況等を勘案しながら、対象者の見直しや費用の助成内容及び身体状況に合わせた住宅改造を行うために、必要に応じてリハビリテーション専門職等の派遣について、検討します。

ウ おむつ支給・貸与・助成事業の実施

《▼高齢支援課》

寝たきりや認知症のため、常時おむつを必要としている高齢者に対し、在宅生活者には現物支給、入院中の高齢者には現金助成を行い、衛生の確保と介護者の負担軽減を図ります。

工 出張理髪事業の実施

《▼高齢支援課》

在宅の寝たきり高齢者に対し、2か月に1回、理容師または美容師が自宅を訪問し、調髪を行うことで、高齢者の快適な日常生活の実現を図ります。

また、サービス内容については、対象者数等の状況を踏まえ、検討していきます。

5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進

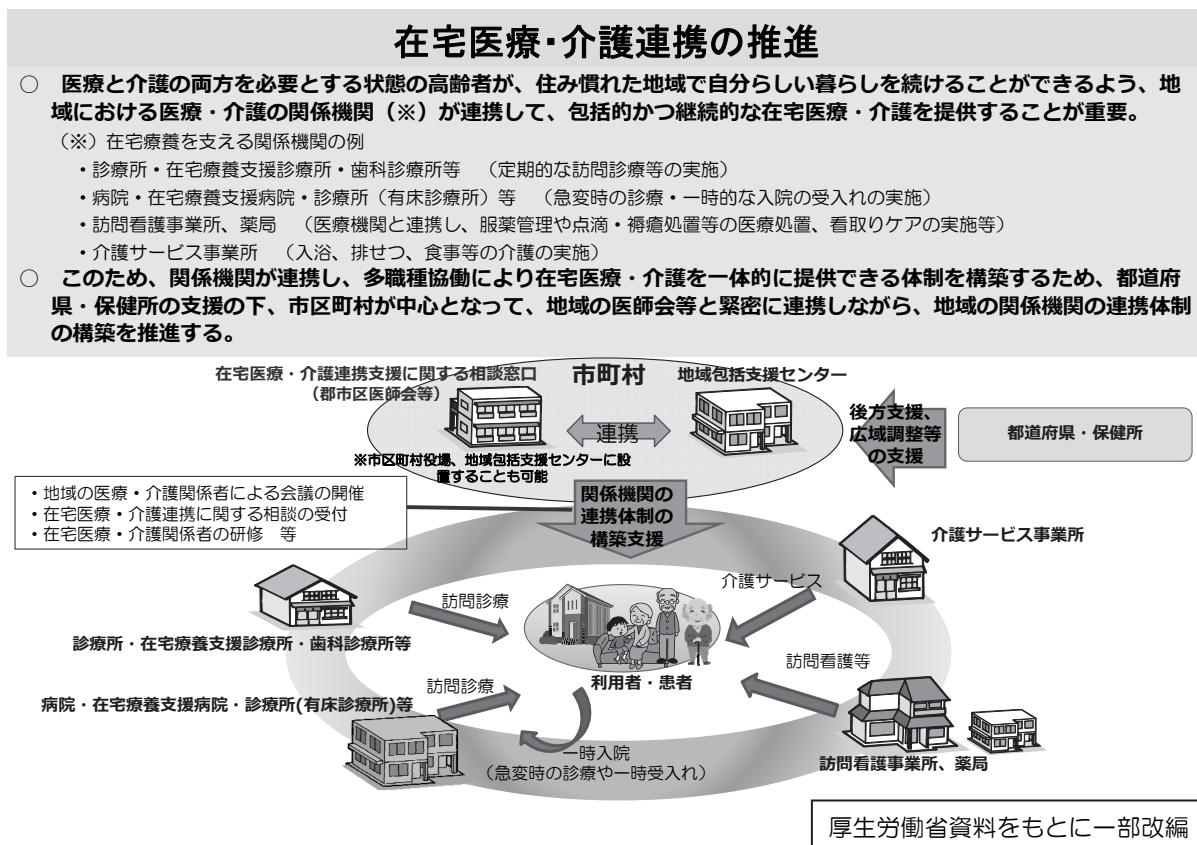
高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指す取組の一環として、医療と介護を一体的に提供できる体制づくりが重要となっています。また、高齢者が選択したときに、日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、自宅での療養生活を可能とする「在宅療養」を一層広げていく必要があります。そのため多摩市では、医療・介護・行政の関係者で構成する多摩市在宅医療・介護連携推進協議会で、在宅医療の現状把握、課題の抽出、あるべき姿と進め方までを協議し、在宅医療・介護の連携支援を進めていきます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

① 多摩市在宅医療・介護連携推進協議会

《▼高齢支援課》

地域の医療・介護連携の把握、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者の情報の共有支援、医療・介護関係者の研修の充実等の推進を目指し、「多摩市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しています。今後も協議会を通じて、医療と介護の連携を推進します。



② 在宅療養支援窓口の設置

《▼高齢支援課》

平成28年（2016年）6月から、基幹型地域包括支援センターで専門職のための在宅療養支援相談をはじめました。平成30年度（2018年度）から市民相談まで対象を拡大するとともに、医療・介護の相談に対応できる専門機関に相談窓口を設置します。窓口では、在宅で療養生活をおくるための地域資源を把握し、高齢者の状態に合う医療や介護サービスを主体的に選択できるよう、在宅療養にかかるさまざまな課題に対応することを目指します。

③ 在宅療養にかかわる専門職向け研修会

《▼高齢支援課》

さまざまな機関が実施する研修の整理と多職種連携に必要な研修を継続して実施していきます。また顔の見える関係とネットワークづくりを進め、在宅医療にかかわる医療職と介護職等すべての職種が、ともにお互いの専門性を学びあう場として、研修を充実させていきます。



在宅療養にかかわる専門職向け研修会の様子

(2) 在宅療養の普及・啓発

① 地域住民に向けた普及・啓発

《▼高齢支援課》

療養生活を送る高齢者や家族にとって、自らの意思で生き方を選択することが重要です。しかし、住み慣れた家や施設で最期のときを迎えることは、想像しにくいものであることから、かかりつけ医の推進や、地域での学習会の開催、普及啓発のためのパンフレット等の配付、及び広報紙・ホームページへの掲載などさまざまな形で、「在宅療養」の普及啓発を図ります。また、医師会・歯科医会・薬剤師会等専門機関と連携し、地域住民を対象とした普及啓発の講演会等を開催します。

② かかりつけ医等の推進

《▼健康推進課》

高齢者が、身近な地域で「かかりつけ医」等を持ち、日頃から自ら健康管理ができるように、「かかりつけ医」等の機能を推進していきます。

医師会・歯科医会・薬剤師会・柔道整復師会等と連携し、高齢者が身近な地域で気軽に相談ができる「かかりつけ医」等をもてるよう、医療機関の情報を提供します。必要なときに身近な地域で適切な医療が受けられるよう、地域の診療所・病院等との医療連携を推進します。

③ 救急医療体制の充実

《▼健康推進課》

不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急を行う市は、二次・三次救急を担う東京都とともに消防署や医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます。毎日24時間体制で医療機関を案内する「急患テレホンセンター」の周知を図ります。

第3章 多様な社会参加・生きがいつくりの推進

1. 生涯学習の推進

高齢者が自己実現を図れるように、さまざまな学習・文化・スポーツ・レクリエーション等の生涯学習の推進を図ります。一人ひとりの多様なニーズと参加意欲に応えられるように、いつでも自由に学習する機会を選択できる環境を整えます。

(1) 生涯学習に関する相談・情報提供の充実

《▼文化・市民協働課、公民館、図書館》

生涯学習に関する相談をはじめ、活動団体等の紹介や、生涯学習に関する各種情報の提供を行うとともに、高齢者をはじめとした市民の生涯学習活動のきっかけづくりを推進します。

(2) 施設等における各種講座等の実施

① 高齢者施設における講座等の実施

《▼高齢支援課》

高齢者の生きがいつくりのため、老人福祉センターにおいて「寿大学」として、文化・教養講座や健康推進講座（水浴関連事業、各種体操等）の事業を実施します。

高齢者が気軽に、そして安全に老人福祉センターを利用できるよう、バスによる送迎を行います。

② 公民館と連携した事業の推進

《▼高齢支援課》

高齢者が他の世代とともに参加できる企画について、公民館と連携し支援します。

《▼公民館》

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して住み続けられるよう、地域課題に関する学習・活動につながる事業を関係課と協力・連携しながら推進します。

③ 文化・スポーツ・コミュニティ施設等における講座等の実施

《▼コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・市民協働課、スポーツ振興課》

男女平等参画の視点から、高齢者の食事や生活の自立に向けた支援、男性が行う介護への支援等、高齢者の生活安定に向けた支援を充実していきます。

コミュニティ施設では、高齢者の生きがいつくりを促進するとともに、地域におけるコミ

ユニティの輪を広げます。

世代を超えた多くの市民の交流とふれあい、または自己実現や学習の場となるように、文化・スポーツ・コミュニティ施設等において、高齢者が参加しやすい各種講座や事業を実施します。

(3) 自主的な学習活動・市民活動の支援

《▼コミュニティ・生活課、平和・人権課、文化・市民協働課、公民館、図書館》

グループ活動の場としての公民館・TAMA女性センター・コミュニティ施設・老人福祉センター・学校施設等において、高齢者をはじめとした市民の主体的な活動を支援していきます。

図書館では、大活字資料や健康・生活に関する資料を用意したシニアコーナーにおいて、高齢者に役立つ情報を提供することにより、個人の学習活動を支援します。

文化・市民協働課では、市内で活躍する市民団体やNPO等の活動を紹介する「地域デビュー手引書」の発行や、新たな担い手の発掘と市民活動のきっかけの場として、市民協働講座の開催等を通じて市民活動を支援します。

2. 社会参加と交流の促進

高齢者がいきいきと活動し、生きがいをもてるよう、高齢者の社会参加と他の世代との交流を促進します。

(1) 高齢者による主体的な活動の促進

① 高齢者によるボランティア活動等の促進

《▼文化・市民協働課、福祉総務課、高齢支援課》

高齢者をはじめとした市民が、ボランティア活動やNPO活動等に参加しやすい仕組みづくりを支援していきます。また、「多摩ボランティア・市民活動支援センター」（社会福祉協議会）と連携しながら、ボランティア活動やNPO活動等への参加を促進します。

② 老人クラブ活動の支援

《▼高齢支援課》

地域でスポーツや体操などの健康活動や趣味・生きがい活動、友愛活動、ボランティア活動等を通して、高齢者の生きがいと健康づくり、地域での見守り活動を行っている老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。

(2) 高齢者の知識・経験等を活かす取組

① 高齢者の知識・経験等を活かす取組

ア 地域活動への参加を支援

《▼文化・市民協働課》

多くの高齢者が地域で元気に活動できるように、市民活動をはじめ各種情報の収集・発信（インターネット・チラシ・ポスター・行政資料等）を行います。活動や相談等を通して、市民団体と行政との間をつなぐことをはじめ、市民の自主的活動を支援していきます。

多摩ボランティア・市民活動支援センターや大学、企業、NPO、市民団体等と連携し、多くの市民が地域活動へ参加できるよう支援を進めていきます。

イ 知識・技能を伝承

《▼子育て支援課、児童青少年課、教育振興課》

高齢者に、保育所等の行事へボランティアとして参加してもらい、郷土料理や行事食・昔の暮らし等、高齢者の経験・知識や技能を若い世代に伝えてもらう取組を行います。

あわせて、伝統文化体験講座等の文化財関係の主催事業において、伝統諸技術を保有する高齢者に講師を務めてもらい、伝統技術や知識を次世代に伝承してもらう取組を行います。

ウ 豊かな経験や知識を学ぶ

《▼教育指導課》

小・中学校の総合的な学習の時間や特別活動等において、高齢者をゲストティーチャーとして招き、高齢者の豊かな経験や知識に学ぶとともに、高齢者に対する尊敬や感謝の念を育みます。

エ 高齢者慶祝事業を実施

《▼高齢支援課》

高齢者を含む市民サークル等が日頃の活動を披露し、高齢者の社会参加や生きがいのづくりを促進するため、市民協働事業として「長寿を共に祝う会」を実施します。内容については、引き続き検討していきます。

② 地域で活躍する人材の育成

《▼文化・市民協働課、高齢支援課、公民館》

高齢者自身が得意とする分野や、仕事・家庭生活等を通じて得た知識や技能を他の市民に伝える等、地域で活躍できるような人材の育成を目指していきます。

③ シルバー人材センターへの支援

《▼高齢支援課》

就労を希望する高齢者の就業機会を拡大し、就業を通じた社会参加により高齢者が生きがいを感じられるよう、シルバー人材センターへの支援を行います。

(3) 世代間交流の促進

① 世代間交流の促進

ア コミュニティ施設での世代間交流の促進

《▼コミュニティ・生活課》

コミュニティ施設を利用する諸団体等を含めた、世代間の連携行事等による交流を促進します。

イ 保育園等での地域交流を通じた世代間交流

《▼子育て支援課》

保育所等で地域交流行事を推進し、地域における世代間交流の中で高齢者も参加しやすいプログラムを検討し、子どもと高齢者との交流を図ります。

ウ 小学校・中学校での世代間交流の取組

《▼教育指導課》

小・中学校では、高齢者入所施設の訪問・職場体験等を通じて世代間交流を図るとともに、高齢者に係る施設やそこで働く人々の仕事に対する理解を促進します。

エ 学校等と連携した地域連携・世代間交流事業の展開

《▼児童青少年課》

学校等との連携など、高齢者が参加できる地域連携事業や世代間交流事業を展開します。

(4) 就労による社会参加の促進

① 高齢者の雇用の促進

《▼経済観光課》

ハローワーク府中と連携し、永山ワークプラザの運営を行います。また、国・東京都等の関係機関と連携して、就労支援セミナーや就職面接会等に取り組み、高齢者の就労も支援します。

② シルバー人材センター事業の促進

《▼高齢支援課》

シルバー人材センター事業の支援により、高齢者の臨時的かつ短期的な業務、またはその他の軽易な作業等の就業の機会を開拓し、高齢者に就労の機会を提供し、社会参加を促します。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業での雇用の促進

《▼高齢支援課》

介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスを実施するNPO・事業所等の人材確保を支援し、雇用の仕組みづくりを進めます。

第4章 安心・安全で住みよいまちづくり

1. 高齢者の住まいの確保

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加する中で、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、高齢者に配慮した多様な住宅の確保、さまざまな制度についての情報の提供・周知を図り、高齢者が安心して暮らせるよう配慮した住宅政策を実施します。

(1) 住宅支援の充実

① 高齢者向け住宅の充実

《▼高齢支援課、都市計画課》

高齢者が、それぞれのニーズに合った住まいで暮らせるよう、サービス付き高齢者向け住宅など多様な高齢者の住まいについて、国や東京都の計画・施策の動向等に留意し検討を進めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅の整備においては、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の活用において、同補助金に係る基準を満たすよう推進します。

高齢者集合住宅（シルバーピア）では、引き続き生活協力員による入居高齢者の安否確認や相談対応等の支援を行い、65歳以上の単身者や二世帯の方が安心して生活できる住宅を維持運営していきます。

② 住宅ストックの活用

《▼都市計画課》

良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化等の住宅ストックの質の向上に努めるとともに、高齢者の低層階への住み替えを促進します。

③ 高齢者のための居住支援の推進

《▼福祉総務課、都市計画課》

市営住宅の居住者が加齢・病気等によって日常生活に支障が生じた場合等に、空室の状況に応じて下層階に住み替える「住替え制度」を実施します。都営住宅においては、東京都に対して「住替え制度」の円滑な運用について要望を行います。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるための入居支援として、見守りサービス等を実施する「あんしん居住制度」（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）や「家賃債務保証制度」（一般財団法人高齢者住宅財団）の普及促進を図るとともに、「東京シニア円滑入居賃貸住宅」や「高齢者向けの優良な賃貸住宅」など賃貸住宅の入居に関する

情報提供を行います。

多摩市住替え・居住支援協議会の場を活用し、高齢者の賃貸住宅等への円滑な入居促進を図ります。

(2) 住宅改修の推進

① 住宅改造費貸付制度の利用促進

《▼都市計画課》

分譲住宅の管理組合等が行う階段等の共用部分への手すり設置及び、段差解消等に必要な費用を貸し付ける「マンション共用部分リフォーム融資制度」（住宅金融支援機構）や、それと連携した東京都のマンション改良工事助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

② 住宅のバリアフリー等改修への支援

《▼都市計画課》

満60歳以上の方が、自ら居住する住宅にバリアフリー工事、または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合の「高齢者向け返済特例制度」（住宅金融支援機構）の普及促進や、分譲住宅の管理組合等に対しバリアフリー化等改修への助言・支援を行う「マンション建替え・改修アドバイザー制度」（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）の利用助成を行い支援を図ります。

(3) 住宅相談や情報提供の充実

① 高齢者等の住宅相談や情報提供の充実

《▼福祉総務課、都市計画課》

国・東京都における制度のパンフレット等の配布、高齢者向けの住宅の設計や増改築・修繕工事等についての窓口相談等、住宅に関する情報提供を行います。

また、多摩市住替え・居住支援協議会やマンション管理士会等と協働し、高齢者等の住宅相談や情報提供を行います。

② 不動産担保型生活資金制度による支援の実施

《▼福祉総務課》

一定の居住用不動産（土地）を有し、将来にわたってもその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該土地等を担保として生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金制度」（社会福祉協議会）により、支援していきます。

2. ユニバーサルデザインにもとづいたまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にもとづき、高齢者が安心して住み続けられるまちとなるように、多くの人々が利用する施設・道路・公共交通機関等のバリアフリー化や交通事故防止等の安全対策の強化に取り組みます。

(1) まちのバリアフリー化

① 福祉のまちづくりの推進

《▼福祉総務課》

高齢者・障がい者やけがをした人、妊娠中の人、子ども・外国人等、その人の置かれた状況や能力の違いにかかわらず、すべての人がはじめから利用可能なように環境をデザインしていくことが、ユニバーサルデザインの理念です。多摩市では、その理念に沿って作られた多摩市福祉のまちづくり整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例にもとづき、福祉のまちづくりを進めていきます。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

《▼公共施設所管課》

高齢者等が使いやすい公共施設となるように、「だれでもトイレ」（多目的・多機能トイレ）の整備、階段の手すりの設置、段差の解消等、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

③ 人にやさしい道づくり

《▼道路交通課》

高齢者等が安全かつ快適に移動できるように、「多摩市道路整備計画」の基本理念“歩行者の安全を優先した道路整備”を踏まえ、歩道の整備・拡幅、ベンチや手すりの設置、段差の解消等、ユニバーサルデザインの理念を踏まえて、人にやさしい道づくりを推進していきます。

④ 公園の整備

《▼公園緑地課》

高齢者等が安全かつ安心して気軽に公園を利用できるように、公園内の園路や階段のバリアフリー化、休憩施設の設置を推進していきます。

⑤ 民間施設のバリアフリー化の促進

《▼福祉総務課》

店舗、医療・福祉関係、学校や一定規模以上の共同住宅等、多くの人々が利用する施設をすべての人が安全で快適に利用できるように、多摩市福祉のまちづくり整備要綱及び東京都福祉のまちづくり条例にもとづき、バリアフリー化への理解と促進を事業者働きかけていきます。

(2) 交通・移動手段の確保

① 交通マスタープランの推進

《▼道路交通課》

「多摩市交通マスタープラン」や「第10次多摩市交通安全計画」にもとづき、交通安全の推進や公共交通の利用を促進します。高齢者をはじめ、利用者にとって利便性の高い交通体系の実現を目指して、利用者のニーズに応じた交通網の維持・向上を図ります。

② 交通バリアフリー化の推進

《▼道路交通課》

移動をスムーズにするため、駅や交通結節点周辺を中心に、交通のバリアフリー化について事業者働きかけます。

③ 移動サービスの整備

ア 福祉輸送サービスの充実

《▼福祉総務課》

外出が困難な高齢者等の移動については、福祉有償運送に関わるNPO等の団体への支援などを通じ、福祉輸送サービスの確保を図ります。

多摩地域福祉有償運送運営協議会における助言・指導により、福祉有償運送の安全確保等を図ります。

イ 公共交通網の整備

《▼道路交通課》

市内交通不便地域について、多摩市交通マスタープランにもとづき、地域密着型交通の充実や民間交通事業者との協議などを通じて、移動手段の確保に努めます。

④ 利用しやすいバス等の導入

《▼道路交通課》

高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシー等の導入を事業者に働きかけます。

⑤ 路線バスの再編

《▼道路交通課》

路線バスの利便性を向上させるため、路線バス網の再編について、バス事業者に要望していきます。

路線バスが利用しづらい地域に住む市民の貴重な足となるミニバスの利便性をより高めるため、バス網の再編について検討を進めます。

(3) 交通安全の啓発

① 交通安全教育・啓発活動の推進

《▼道路交通課》

高齢者が、被害者または加害者となる交通事故を防止するため、高齢者を対象とした講習会の開催、交通安全教育の実施や地域における交通安全意識の高揚等を図る啓発活動、及び運転免許自主返納制度の周知を、多摩中央警察署や多摩稲城交通安全協会等と連携して推進します。

3. 防災・防犯対策の充実

高齢者をはじめ、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指し、安全で安心な暮らしを支えるため、災害に対する安全対策の強化、犯罪被害の未然防止等、各種防犯施策の推進に取り組みます。

(1) 防災対策の充実

① 自主防災組織等の強化

《▼防災安全課》

「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を基本に、地域における防災組織の中核的存在である自主防災組織の新規結成を積極的に促進するとともに、支援の拡充・強化を図ります。

② 災害時要配慮者の支援

《▼防災安全課》

「多摩市地域防災計画」や「多摩市災害時要援護者（※）避難支援計画」にもとづき、災害時に、適切かつ迅速に行動できない可能性のある災害時要配慮者である高齢者を守るため、自主防災組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護体制の充実に努めます。

（※）災害時要援護者：平成27年度（2015年度）に「多摩市地域防災計画」にもとづき「要配慮者及び避難行動要支援者」に変更。災害対策基本法及び「東京都地域防災計画」と整合させ、統一的に対応するため。

③ 社会福祉施設等との災害時の連携

《▼防災安全課》

社会福祉施設等が災害時の具体的な被害を想定し、関係機関への情報連絡・連携体制を整備し、施設職員等に周知するとともに、円滑な運用を行えるよう、平常時より連携していきます。

社会福祉協議会と締結している「災害時における多摩市と多摩市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」を踏まえ、災害時のボランティアによる活動の円滑化を図ります。

(2) 防犯対策の充実

① 多摩安全安心ネットワークの登録団体の推進

《▼防災安全課》

高齢者等が地域で安心して暮らしていけるよう、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」にもとづき、防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援等に合わせて、多摩安全安心ネットワークの登録団体の推進を行います。

② 消費者被害の対策

《▼コミュニティ・生活課》

高齢者が、悪質な商法や振り込め詐欺等によって不利益を被ることのないよう、消費生活センターの出前講座等による啓発・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を推進します。

